

令和8年第3回南島原市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和8年3月24日(火) 14時00分～15時00分

1 場 所 南有馬庁舎 2階会議室1

1 出席者の氏名

教育長	松本弘明
教育委員	中村一也
教育委員	松尾哲
教育委員	植木智穂
教育委員	瀬川百合

1 欠席者の氏名

1 構成員以外の出席者の氏名

教育次長	石川伸吾
教育総務課長	佐々木航
学校教育課長	大草修三
生涯学習課長	田口享史
文化財課長	中村隆敏
教育総務課教育総務班長	井上実

1 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告・各課室報告

第5 議案審議

議案第5号 南島原市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

議案第6号 南島原市学校支援共同実施室組織運営規程の一部を改正する訓令について

議案第7号 学校医の変更について

議案第8号 南島原市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

議案第9号 南島原市社会体育施設条例施行規則等の一部を改正する規則について

議案第10号 南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について

第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の認定について

(2) 令和8年度南島原市一般会計補正予算(第1号)について

(3) 債権放棄報告書について

- (4) 南島原市立小・中学校の適正規模・適正配置報告書について
- (5) 次回教育委員会定例会の開催について
- (6) その他

第7 閉会

日程 第1 開会

松本教育長

それでは、只今から、「令和8年第3回定例会」を開会いたします。

はじめに、事前に送付した議事日程には、ございませんでしたが、「日程 第5 議案審議」に「議案 第8号 南島原市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について」、「議案 第9号 南島原市社会体育施設条例施行規則等の一部を改正する規則について」、「議案 第10号 南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について」の3件を追加したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

それでは、議案審議に「議案第8号」、「議案第9号」及び「議案第10号」を追加いたします。

日程 第2 前回会議録の承認

松本教育長

日程第2「前回会議録の承認」ですが、委員の皆さんには、事前にご確認をいただいております。

署名人は、前回の会議におきまして、松尾委員を指名しておりましたので、ここで、署名をお願いいたします。

日程 第3 会議録署名人の指名

松本教育長

日程第3「会議録署名人の指名」ですが、今回は、「瀬川委員」にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

それでは、会議録署名人に「瀬川委員」を指名いたします。

日程 第4 教育長報告・各課報告

松本教育長

日程第4「教育長報告・各課報告」を行います。

松本教育長

(別紙により、教育長が出席した諸会議等の概要について報告。)

松本教育長

次に、「各課報告」を行います。

教育総務課から順に報告をさせます。

各課長

(別紙により、各課の諸会議等の概要について報告。)

松本教育長

只今の報告について、何かお尋ねなどはございませんか。

松本教育長

特にないようですので、以上で、「教育長報告・各課報告」を終わります。

日程 第5 議案審議

松本教育長

続きまして、日程第5「議案審議」を行います。

松本教育長

議案 第5号「南島原市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

それでは、議案 第5号「南島原市立小・中学校の通学区域に関する規則の一

部を改正する規則について」をご説明いたします。

提案理由は、令和8年3月31日に南島原市立野田小学校が廃止されるため、所要の改正を行うものでございます。

1 ページをお開きください。

別表第1中に、加津佐小学校、野田小学校、全学年の通学区域を自治会名で示しているものを、加津佐小学校、全学年の通学区域を加津佐町内全域に改めます。

説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長

特にないようですので、お諮りします。

「議案第5号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第5号」は、原案のとおり決定しました。

松本教育長

次に、議案第6号「南島原市学校支援共同実施室組織運営規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

それでは、議案第6号「南島原市学校支援共同実施室組織運営規程の一部を改正する訓令について」をご説明します。

提案理由は、令和8年3月31日に南島原市立野田小学校が廃止されるため、所要の改正を行うものでございます。

2 ページの新旧対照表をもとに、改正の内容についてご説明いたします。

右の表、現行の規程の3区の欄に記載のある「野田小学校」を削り、構成校を6校とします。

説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長

特にないようですので、お諮りします。

「議案第6号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第6号」は、原案のとおり決定しました。

松本教育長

次に、第7号「学校医の変更について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

それでは、第7号「学校医の変更について」をご説明します。

提案理由は、学校保健安全法第23条に基づき、学校医を変更したいので提案するものでございます。

次のページの「令和8年度南島原市立小学校・中学校学校医名簿」をご覧ください。

学校医の変更ですが、令和8年度の委嘱にあたっては、南高医師会の推薦を踏まえております。

変更案につきまして、黄色で示しております。

まず、南有馬小学校の学校医を中村研二先生（中村医院）としております。

次に、南有馬中学校の学校医を太田大作先生（菜の花クリニック）としております。

説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長

特にないようですので、お諮りします。

「議案第7号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

<異議なしの声>

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第7号」は、原案のとおり決定しました。

松本教育長

次に、第8号「南島原市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

それでは、第8号「南島原市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について」をご説明します。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

2ページの新旧対照表をもとに、改正の内容についてご説明いたします。

第4条は「学校運営に関する基本的な方針の承認」について規定したのですが、その第4条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に第2号として「業務量管理・健康確保措置の実施」を追加するものでございます。説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長

特にないようですので、お諮りします。

「議案第8号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

<異議なしの声>

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第8号」は、原案のとおり決定しました。

松本教育長

次に、第9号「南島原市社会体育施設条例施行規則等の一部を改正する規則について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

生涯学習課長

それでは、第9号「南島原市社会体育施設条例施行規則等の一部を改正する規則について」をご説明します。

今回、南島原市社会体育施設条例施行規則等となっておりますが、3つの規則

の一部改正を行うものでございます。

まず、「南島原市社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」でございますが、提案理由として、スポーツ基本法の一部改正及び長崎県公益財団法人長崎県スポーツ協会による大会名の変更、また、施設使用料の免除の対象について、市内の国公立の学校が対象であることを明確化するため、所要の改正を行うものです。

2ページの新旧対照表をご覧ください。第5条4号中「県民体育大会又は国民体育大会」を「県民スポーツ大会又は国民スポーツ大会」に、同条第5号中「国公立」を「市内の国公立」に改め、3ページの様式第1号中の表下、使用料の免除理由についても、同内容に改めるものでございます。

次の、4ページ・5ページの「南島原市みそ五郎の森総合公園の管理利用に関する条例施行規則」及び、6ページ・7ページの「南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例施行規則」の一部を改正する規則につきましても、先ほどの「南島原市社会体育施設条例施行規則」と同様、使用料の免除及び様式中の文言を改めるものでございます。

8ページ以降につきましては、規則の全文を示しております。

以上で議案第9号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長

特にないようですので、お諮りします。

「議案第9号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第9号」は、原案のとおり決定しました。

松本教育長

次に、議案第10号「南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について」を議題といたします。

内容について、教育次長から説明させます。

教育次長

議案第10号「南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について」をご説明いたします。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第7項の規定により、別紙の者に対し辞令を発令したいので、教育委員会の意見を求めるものでございます。

(南島原市教育委員会事務局職員辞令交付対象者一覧により説明)

以上で、議案第10号の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

特にないようですので、お諮りします。

「議案第10号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第10号」は、原案のとおり決定いたしました。

日程 第6 その他

松本教育長

続きまして、日程第6「その他」に移ります。

松本教育長

第1号「準要保護児童生徒就学援助の認定について」を議題とします。

この案件につきましては、個人情報が含まれておりますので、非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

この案件は、非公開といたします。

〈非公開の説明〉

松本教育長

只今説明しました件につきましては、認定の基準に該当しており、「就学援助」の対象者として認定したものでございます。

以上の報告をもって了承をお願いします。

松本教育長

次に、第2号「令和8年度南島原市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

教育総務課長

（令和8年度南島原市一般会計補正予算（第1号）説明）

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか

松本教育長

特にないようですので、第2号「令和8年度南島原市一般会計補正予算（第1号）」を終わります。

松本教育長

次に、第3号「債権放棄報告書について」を議題とします。

この案件につきましても、個人情報が含まれておりますので、非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

この案件は、非公開といたします。

〈非公開の説明〉

松本教育長

只今説明しました件につきましては、南島原市学校給食会債権管理規定第9条の規定により決定されたものです。以上の報告をもって了承をお願いします。

これで、第3号「債権放棄報告書について」を終わります。

松本教育長

次に、第4号「南島原市立小・中学校の適正規模・適正配置報告書について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

教育総務課長

南島原市小・中学校の適正規模・適正配置報告書について、説明いたします。

令和7年5月に南島原市小・中学校適正規模・適正配置在り方検討委員会を立ち上げました。

委員の構成は最終ページ（P41）に掲載しております。

学識経験者や学校関係者、保護者など14名の委員で構成されております。

2ページをお願いします。

検討委員会を5回開催しております。

第1回では、本市の現状や適正規模・適正配置の考え方などの説明を行いました。

第2回では、コミュニティスクールや義務教育学校等の事例紹介や委員によるグループ討議を行いました。

第3回では、大草学校教育課長から、令和の学校を考えると題して、令和の時代に求められる学校の姿等の説明を行いました。

第4回では、小・中学校の在り方について、適正規模や適正配置の検討を行い、

第5回では、報告書（案）について、意見交換を行っております。

3ページから9ページにかけて、本市の課題や、適正規模・適正配置の考え方、学校規模や小中一貫校についての検討を行った内容になります。

10ページをお願いします。

検討した結果として、15年～20年後を見据えて、規模の適正化を図るため、既存学校の単純な統廃合に終わるのではなく、市内小・中学校の集約、再編による新たな教育体制の構築が必要という結論に至っております。

そして、児童生徒の教育条件の改善と持続可能な学校運営を実現するために取り組むべき10項目の方向性が示されております。

下記黒丸のところになりますが、例えば、学校規模は、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」を目安とし、1学年3学級以上の学校規模の維持に配慮する。

経験年数、専門教科、男女比等のバランスの取れた教職員配置に配慮するなど示されており、今後、この報告書を基に教育委員会で基本方針作成する予定としております。

以上で説明を終わります。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか

松尾委員

10ページの黒丸のところは、このようなことを頭に置きながら進めて行くということでもよろしいですかね？

小中学校ともに「12学級以上18学級以下」というのは国が示しているもので、長崎県もこれに沿ってしようとしてますが、となると本市でいけば1校になるのではないのでしょうか？

教育総務課長

数だけでみると1校～2校程度になるかと思われませんが、この位の規模を目安にした方がよいとのご意見でした。

教育次長

今回の検討委員会は、諮問に対する答申を行うものではなく、あくまでご意見を拝聴するという位置づけになっております。

ですので、一応、委員さん方のご意見はこういう意見ですということですが、当然このご意見を基に市としての方針を固めていくことになっていきますが、必ずこ

の数字に合わせられるかどうかは、他の条件等も踏まえながら検討していくこととなります。

松尾委員

それから、公立高校との連携なども視野に入れてとありますが、私学などは小中高一貫などもあります、これは中高など県立との連携として捉えてよろしいですか？

教育次長

はい、県立高校との連携なども可能性のひとつとして視野に入れておくということとなります。

松本教育長

他にございませんか。

特にないようですので、第4号「南島原市立小・中学校の適正規模・適正配置報告書について」を終わります。

松本教育長

次に、第5号「次回教育委員会定例会の開催について」を議題とします。

回りの定例会は、4月27日、月曜日、午後2時から開催する予定としますので、よろしくお願ひします。

松本教育長

次に、第6号の「その他」でございますが、皆様方から、何かございませんでしょうか。

学校教育課長

(今後の行事予定について)

松本教育長

他にございませんか。

特にないようですので、以上で、第6号の「その他」を終わります。

日程 第7 閉会

松本教育長

以上を持ちまして、本日の定例会を閉会いたします。

委員の皆様、大変、お疲れさまでございました。

閉会 15時00分

会議録署名人

教育委員

記録職員